

## 静岡市三保松原文化創造センター条例の制定について

静岡市三保松原文化創造センター条例を次のように定める。

平成30年11月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市三保松原文化創造センター条例

(設置)

第1条 静岡市は、三保松原（静岡市世界遺産三保松原保全活用条例（平成26年静岡市条例第137号）第2条第1項に規定する三保松原をいう。以下同じ。）の文化的価値を高める関連文化の創造を図るとともに、三保松原を訪れる者に対する名勝及び世界遺産である三保松原の価値及び魅力の発信並びに観光情報の提供並びに松原（静岡市世界遺産三保松原保全活用条例第3条第2項に規定する松原をいう。以下同じ。）の保全に係る普及啓発を図るため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市三保松原文化創造センター	静岡市清水区三保1338番地の45

(事業)

第2条 静岡市三保松原文化創造センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 三保松原の文化的価値を高める関連文化の創造に関すること。
- (2) 三保松原の価値及び魅力の発信並びに観光情報の提供に関すること。
- (3) 松原の保全に係る普及啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(施設の供用の休止等)

第4条 市長は、センターの施設の補修その他管理上必要があると認めるときは、センターの全部又は一部の供用を休止し、又はセンターの利用を制限することができる。

(利用の許可)

第5条 センターの会議室（以下「会議室」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号の暴力団の利益になると認めるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(会議室の優先利用)

第7条 会議室を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、会議室を優先して利用することができる。

- (1) 三保松原の文化的価値を高める関連文化の創造に関する活動に利用するとき。
- (2) 三保松原の価値及び魅力の発信並びに観光情報の提供に関する活動に利用するとき。
- (3) 松原の保全に係る普及啓発及び松原の保全の推進に関する活動に利用するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の納付)

第8条 第5条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用しようとする日の3日前までに利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由

があると認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(入館の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、会議室の利用が終わったとき、又は第11条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは前条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表 (第8条関係)

区分	使用料
----	-----

午前	午前9時から正午まで	1,290円
午後	午後0時30分から午後4時30分まで	2,050円